事　業　報　告

第５期（自：2025 年４月１日、至：2026 年３月３１日）

１．事業活動

（１）成年後見等

①　法人後見（保佐）人の受任

当法人の後見事務等運営委員である吉野智弁護士のご支援により、2024（令和６）年１２月に東京家庭裁判所に申立てを行った「保佐人選任」について、2025（令和７）年３月末に審判が確定、当法人設立時からの懸案であった法人後見人として業務を開始しました。

この案件は、被保佐人が多摩地域の精神科医療機関に長期入院し、すでに吉野弁護士が保佐人として対応されていたものですが、入院先へ赴いての身上保護をより丁寧に行うために、専ら身上保護部分を当法人が担うという「複数保佐人」体制による責任分担の利点を活用することを目的としたものでした。

当法人にとっては、吉野弁護士のご指導、助言を受けながら「法人後見活動」業務習熟の絶好の機会となりました。当法人は、入院先への月１回程度の面会、医療機関や福祉事務所等関係機関との連携、親族との連絡調整などで積極的な支援を行い、2025 年１２月には、吉野弁護士のご指導の下、家庭裁判所への初回報告及び報酬付与の申立てを行い、「報酬付与の審判」を受けることができました。

なお、本案件では被保佐人に重大な疾病が見つかり 2026 年３月にご逝去、一年間で保佐人業務を終了することとなりましたが、この間にも被保佐人の専門医療機関への検査外来や検査入院への同行及び受診契約事務を行い、被保佐人の意思や親族意向も確認しながら、終末期医療機関への転院支援に着手する中で最期を迎えられました。お悔やみ申し上げます。

②　死後事務委任事務の補助業務の受任

中野区の民生委員の方から、区内病院に入院している身寄りのない高齢者について、「転院などの手続きために成年後見人が必要な状況」とのご相談を受けました。相談者である民生委員は、昨年度も別の案件で相談を受けた経過があったため、アクセプトにご相談いただいたものでした。

さっそく、入院先に訪問したところ、急を要する状況にあり、後見事務等運営委員である吉野弁護士にご相談させていただき、直ちに「財産管理委任事務」を受任していただくことになりました。その際、同弁護士の補助者として当法人を指名していただき、担当民生委員や病院医療ソーシャルワーカーと連携して支援を行いました。

この方は、契約後まもなく逝去され、その後は「死後事務委任契約」に基づいて、受任者である吉野弁護士のご指示により、葬儀立合い、遺骨管理、住宅整理等の業務に加えて、郷里の菩提

寺に納骨までの業務を担うことができました。
関係機関との連携により、「アクセプトならでは」の支援実績となりました。

（２）暮らし見守りサポート事業

① 暮らしなんでも相談事業

アクセプトの「なんでも相談」は、電話や直接事務所での無料の相談のほか、年数回「MIKAN～認知症と地域づくりと健康福祉～」など関係団体や施設での「出前相談会」を実施してきました。（出前相談については、「（４）その他の活動」を参照してください）

相談には、アクセプトの支援を必要とする事例もありますが、多くは「よりふさわしい窓口や事業所などをご紹介する」など、問題の整理を大切にしています。また、相談者は、家族や友人、民生委員、医療機関などからのご相談が多いため、詳しいお話を伺う前に個人情報の管理などについて、ご本人の同意を得るようにしています。

② 暮らし見守りサポート事業

第５期年度は、新たに区内２名の高齢者に対して「暮らしサポートサービス」を提供することになりました。新たなサービス利用契約にあたって、主に「財産管理委任契約」による受任項目が「非弁行為」とならないよう「アクセプト暮らしサポートサービス」の基本を「福祉事業法第２条に規定する『福祉サービス利用援助事業』の範囲内の業務」とすることとし、法人設立時に作成した「要綱」及び「契約書」について大幅な見直しを行いました。

今年度のサービス提供実績は以下のとおりです。

年齢・性別	サービスの種類				契約期間
	暮らし見守り支援	福祉サービス等利用手続き支援	日常的財産管理支援	書類等預かり支援	
７９歳 男性	○	○	○	○	2025 年５月～継続中
８５歳 女性	○	○	－	－	2025 年８月～継続中

（３）福祉サービス第三者評価

評価業務の受注活動に関しては、第４期末（2025 年３月２１日）に法人としての第１号の評価結果報告書を評価推進機構へ提出するとともに、第５期に向けた評価受審事業所の募集に着手しました。

一つ目の事業所は、第５期年度から評価対象サービスとなった日常生活支援住居施設について募集活動を行うこととし、中野区内唯一の事業所である「一般社団法人ねこのて」が運営する自立支援ホームわかば荘へアプローチしました。評価費用の自治体からの助成が望めない中ではありながら、数度の交渉により受託契約に至りました。

その他の事業所への取組みとしては、社会福祉法人中野あいいく会を訪問したところ、これま

での評価機関から見積書が上がってきたところだが、初評価となる短期入所サービスの評価料が予想以上に高かったとのことで、共同生活援助事業所とのセットを条件に比較的低額の見積書を提出し、受注を獲得しました。また、代表理事から働きかけを行った杉並区の社会福祉法人浴風会については、軽費老人ホームから見積依頼を受けることができ、これも価格を抑えて受注することができました。

年度内に計４事業所の評価活動を行うこととなりましたが、百名規模の利用者事業所での評価経験ができました。また、評価技能の習熟の面では、利用者への「聞き取り調査方式」を評価者全員が経験できたことは大きな成果です。

さらに、利用者調査と職員自己評価の結果分析、評価の視点を定める訪問調査のための事前合議、訪問調査、そして事業評価の合議、講評文案の検討など、一連の作業工程を繰り返すことで、サービス評価の全体像を実感として理解することができました。この点が、福祉サービス第三者評価活動へ本格的に取り組むことができた第５期の意義だと総括することができます。

（４）その他の活動（講演、広報等）

①　活動紹介展示・相談会

第４期年度に引き続き、「MIKAN～認知症と地域づくりと健康福祉～」やその参加団体が実施するイベントで、地域包括支援センターや区内の医療・福祉サービス事業所などと合同で、「暮しなんでも相談」活動を実施しました。

第５期年度は、新たに「宮園高齢者会館」で開催された「熱中症予防フェスタ」のお声掛けいただき、各種エンディングノート等の展示のほかに、成年後見制度や相続などのご要望をお受けし、参加者に「終活で興味のあること」などのアンケートにご協力いただいて、後日「講座」も開催することができました。

・熱中症予防フェスタ（宮園高齢者会館）(7/4)
・みまーも桃園（8/30）
・ダイバーシティ(11/30)

②　出前講座

今年度は、下記の２か所で区民を対象にした「出前講座」を提供することができました。

・宮園高齢者会館(10/24)　事前申し込み制定員１５名に１９名（竹原・小澤）
テーマ　「備えてますか？　あなたの終活」
※アクセプトに自主作成した「簡易版エンディングノート」を参加者に配布

・野方ウイズサロン(11/13)　当日サロン参加者約５０名対象
「人生１００年時代を生きる！！！」講師　竹原理事

③　地域交流

月１回の定例会には小澤理事が参加し、各種行事への参加や情報」交換を行いました。定例会などでの関係団体との交流を通じて、アクセプトのサポート活動への支援を依頼するなど、地域連携の上でも大きな成果が得られたと思います。

・認知症サポーター養成講座

中野区、区内の学校などで開催される「認知症サポーター養成講座」に、「MIKAN 認サポ劇団」員として参加し、認知症への理解を深める活動に協力しました。

・他団体の活動への連携支援

ＮＰＯ法人わかみやクラブ関係グループが、ペアレントメンターセミナーを開催するにあたり、障がい児（者）の親の悩みに共感し支援を行っている立場から成年後見制度を含めた講話ができる人材の照会がありました。そこで、国分寺市で障がい者への法人後見で数多くの実績があるＮＰＯ法人成年後見ウイルを紹介し、(11/24) 中野区産業振興センターにてイベントが開催されました。